

京都市訓令甲第 31 号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日京都市訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

附則第3項中「京都市職員退職手当支給条例」の右に「(以下「旧条例」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成25年4月1日以後の退職に係る退職手当の額を計算する場合にあっては、旧条例第3条第1項第1号中「別表」とあるのは「京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第58号）による改正後の京都市職員退職手当支給条例別表」とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日京都市訓令甲第33号）の規定は、この訓令の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与安全衛生課)